

多久市地域防災計画

第1編 総則

第2編 風水害対策

令和7年6月
多久市防災会議

前 文

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0を記録し、宮城県を中心に震度7、震度6強の大地震をもたらした。

また、地震によって発生した大津波は、関東・東北地方の太平洋沿岸部を襲い、人的被害は、死者15,857名、行方不明者3,059名、負傷者6,027名に及び、建物被害は、全壊129,472戸、半壊・一部破損958,905戸と壊滅的な被害をもたらした。

広範囲にわたる被害は、施設防災の限界を露呈するとともに、改めて地域防災のあり方を問われることとなった。

さらに、福島第1原子力発電所では、地震によって外部電源が断たれ、その後の津波による浸水で非常用電源の機能も失われる結果となる。冷却機能を失った原子炉内の圧力は上昇し続けることとなった。

事態を重く見た政府は、3月11日午後7時3分に原子力緊急事態宣言を発令し、対応を図ったものの、翌日の3月12日午後3時16分に1号機建屋で水素爆発が発生した。

その後も相次いで原子炉建屋の水素爆発が発生し、大量の放射性物質が大気中に放出され、いまなお、広範囲にわたって放射能汚染による被害が続いている。

この事故を受け、改訂後の佐賀県地域防災計画では、「福島第1原子力発電所における原子力災害を踏まえた国の防災指針の改訂」が行われるまでの暫定的な対策として、玄海原子力発電所から半径20kmの円内の地域について、避難計画等の「地域防災計画（原子力災害編）」の策定を要請し、その他の市町に関しても、緊急時のモニタリングをはじめ避難者の受入などの項目を既存の地域防災計画に盛り込むことを要請している。

本市は、玄海原子力発電所から半径32kmから半径42kmの範囲に位置しており、特定事象が発生したときの偏西風等の影響も視野に入れば、不測の事態に対応できる体制の構築が求められる。

当面は、県の地域防災計画との整合性を図る観点からの計画の策定となるが、国の原子力防災に関する新たな指針のとりまとめが急がれる。

この度、全面的に見直すこととなった「多久市地域防災計画」は、先の東日本大震災の教訓に学び、「自助・共助」を主体としつつも、公共の果たすべき役割を明確にし、改めて、多久市防災の基盤となる災害予防、災害時の応急対策、災害の復旧について多久市の地域を担当する関係機関の業務を有機的に関連づけ、総合的、体系的にとりまとめたもので、多久市防災行政の基本的な方向と防災活動態勢を明らかにしたものである。

【平成24年6月改正】

※地震による被害数値については、内閣府に設置された「緊急災害対策本部」が平成24年4月17日に発表した数値に基づくものである。

目 次

第1編 総則

第1章 総則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	1
第4節 防災の基本理念	2

第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任	3
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	5

第3章 多久市の概況

第1節 自然的環境	1 2
第2節 社会的環境	1 2

第2編 風水害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的	1 3
第2節 これまでの風水害被害	1 3
第3節 計画の前提	1 5

第2章 災害予防対策計画

第1節 安全・安心な市土づくり	1 6
第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進	2 6
第3節 市民等の防災活動の推進	5 4
第4節 防災営農体制の確立	6 2
第5節 技術者の育成・確保	6 3
第6節 孤立防止対策計画	6 3

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制	6 4
第2節 災害発生直前対策	7 2

第3節	災害情報の収集・連絡、報告	7 6
第4節	労務確保計画	8 2
第5節	従事命令及び協力命令	8 3
第6節	自衛隊災害派遣計画	8 5
第7節	応援協力体制	9 1
第8節	通信計画	9 9
第9節	救助活動計画	1 0 2
第10節	保健医療活動計画	1 0 5
第11節	救急活動計画	1 1 1
第12節	惨事ストレス対策	1 1 3
第13節	水防活動と二次災害の防止活動	1 1 4
第14節	避難計画	1 1 5
第15節	応急住宅対策計画	1 2 4
第16節	社会秩序の維持、物価の安定等に関する計画	1 2 7
第17節	交通及び輸送対策計画	1 3 0
第18節	食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	1 3 5
第19節	広報、被災者相談計画	1 4 3
第20節	文教対策計画	1 4 9
第21節	公共施設等の応急復旧及び二次災害の防止計画	1 5 3
第22節	ライフライン等公益施設の応急復旧計画	1 5 5
第23節	災害対策用機材、復旧資材の調達	1 5 9
第24節	福祉サービスの提供計画	1 6 0
第25節	ボランティアの活動対策計画	1 6 2
第26節	外国人対策	1 6 4
第27節	帰宅困難者対策	1 6 4
第28節	義援物資、義援金対策計画	1 6 5
第29節	災害救助法の適用	1 6 7
第30節	行方不明者等の搜索、遺体の処理、火葬	1 7 0
第31節	廃棄物の処理計画	1 7 2
第32節	防疫計画	1 7 5
第33節	保健衛生計画	1 7 7
第34節	病虫害防除、動物の管理等計画	1 7 8
第35節	危険物等の保安計画	1 8 0
第36節	石油等の大量流出の防除対策計画	1 8 3
第37節	応急金融対策	1 8 5
第38節	孤立地域対策活動	1 8 6
第39節	生活再建計画	1 8 7
第40節	災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	1 8 8

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	1 9 0
第2節	被災者の生活再建等への支援	1 9 4
第3節	地域の経済復興の推進	1 9 9

第 3 編 地震対策..... 別冊

第 4 編 原子力災害対策..... 別冊

第1編 総 則

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、多久市防災会議が作成するものであり、本市の地域に係る防災に関し、市、佐賀広域消防局多久消防署（以下「消防署」という。）、小城警察署（以下「警察署」という。）、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに自主防災組織及び市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市土及び市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、多久市の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

- 1 国（中央防災会議）の防災基本計画に基づいて作成し、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画又は佐賀県防災会議が作成する佐賀県地域防災計画との整合を図ったものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、多久市の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置付けするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。
- 3 国土強靱化に関する部分については、その基本目標である
 - （1） 人命の保護が最大限図られる
 - （2） 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - （3） 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - （4） 迅速な復旧・復興を踏まえたものとし、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。
- 4 今後、防災基本計画若しくは佐賀県地域防災計画が作成又は修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合などには、この計画に的確かつ速やかに反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものである。

第3節 計画の構成

この計画は、佐賀県地域防災計画に合わせ、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害

の種類ごとに計画を作成しており、

第1編 総則

第2編 風水害対策

第3編 地震災害対策

第4編 原子力災害対策

の4編をもって構成している。なお、地震災害対策、原子力災害対策については、別冊とする。

第1編の総則に続き、第2編、第3編までの各編には、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸対策を具体的に述べている。また、第4編の原子力災害対策では、災害予防及び応急対策について記述している。

第4節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下の通りである。

1 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策の改善を図ることとする。

また、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 災害応急段階における基本理念「オペレーション重視の災害応急対策」

発災直後は、現場重視の迅速な初動で、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、トリアージ的対応を共通認識として、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

「人命第一で。対策は前広に幅広に。」（令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項）

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

3 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、市及び県を中心に、市民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、市民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 消防署

消防署は、関係自治体、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て災害の防除、被害の軽減のための防災活動を実施する。

3 警察署

警察署は、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第126号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等に基づき、市民の生命・身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持する活動を実施する。

4 県

県は、災害が市町の区域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町（消防機関を含む。）で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とする、又は市町（消防機関を含む。）間の連絡調整を必要とするときなどに、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町（消防機関を含む。）及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町（消防機関を含む。）の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

6 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）に基づき、災害派遣を実施する。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町（消防機関を含む。）の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

8 天山地区共同斎場組合

一部事務組合は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策を実施する。

9 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

多久市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、市その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

10 自主防災組織

自主防災組織は、地域の住民によって組織し、平常時から地域住民の防災意識の高揚に務め、災害時には、市及び関係機関と連携し、要配慮者をはじめとした地域の住民の避難及び援護に協力し、被害の防止及び軽減に努める。

11 市民

市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、一人ひとりが防災に寄与するよう努める。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 市（天山地区共同斎場組合を含む。）

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
○ 市防災会議及び市災害対策本部に関すること ○ 防災に関する調査、研究に関すること ○ 市土保全事業等に関すること ○ 防災に関する組織の整備に関すること ○ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること ○ 防災に関する物資等の備蓄に関すること ○ 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること ○ 市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること ○ 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査報告に関すること ○ 災害時の広報に関すること ○ 避難の指示等に関すること ○ 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること ○ 災害時における消防団との連携調整に関すること ○ 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む。）に関すること ○ 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること ○ 被災市有施設及び設備の応急措置に関すること ○ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること ○ 要配慮者、避難行動要支援者対策及び個別避難計画の作成に関すること ○ ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること ○ 他の市町村との相互応援に関すること ○ 災害時の文教対策に関すること ○ 災害復旧・復興の実施に関すること ○ その他市の所掌事務についての防災対策に関すること

2 消防署

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
○ 防災に関する組織の整備に関すること ○ 防災に関する設備及び資機材の整備に関すること ○ 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること ○ 災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査報告に関すること ○ 消防活動に関すること ○ 被災者の救助、救急活動に関すること ○ 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること ○ 他の消防機関等との相互応援に関すること ○ 市の防災活動の援助に関すること ○ その他署の所掌事務についての防災対策に関すること

3 警察署

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
○ 災害警備計画に関すること ○ 警察通信確保に関すること ○ 関係機関との連絡調整に関すること ○ 災害装備資機材の確保に関すること ○ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること ○ 防災知識の普及に関すること ○ 災害情報の収集及び伝達に関すること ○ 被害実態の把握に関すること ○ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること ○ 行方不明者の調査に関すること ○ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること ○ 不法事案等の予防及び取締りに関すること ○ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること ○ 避難路及び緊急交通路の確保に関すること ○ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること ○ 広報活動に関すること ○ 死体の見分・検視に関すること

4 県

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
○ 県防災会議及び県災害対策本部に関すること ○ 市町及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること ○ 防災に関する調査、研究に関すること ○ 県土保全事業等に関すること ○ 防災に関する組織の整備に関すること ○ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること ○ 防災に関する物資等の備蓄に関すること ○ 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること ○ 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査報告に関すること ○ 災害時の広報に関すること ○ 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関すること ○ 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること ○ 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること ○ 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること ○ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること ○ 要配慮者、避難行動要支援者対策に関すること ○ ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関すること ○ 自衛隊の災害派遣に関すること ○ 他の都道府県との相互応援に関すること ○ 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関すること ○ 災害時の文教対策に関すること ○ 災害復旧・復興の実施に関すること ○ その他県の所掌事務についての防災対策に関すること

5 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 九州管区警察局	○ 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 ○ 広域的な交通規制の指導調整に関する事 ○ 災害時における他管区警察局との連携に関する事 ○ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 ○ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事 ○ 災害時における警察通信の運用に関する事 ○ 津波警報等の伝達に関する事
(2) 九州総合通信局	○ 非常通信体制の整備に関する事 ○ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事 ○ 非常時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関する事 ○ 災害時における電気通信の確保に関する事 ○ 非常通信の統制、管理に関する事 ○ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事
(3) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	○ 災害復旧事業費の査定立会に関する事 ○ 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の適切な短期貸付の措置に関する事 ○ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関する事 ○ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより管理する固有財産の適切な無償貸付等の措置に関する事 ○ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関する事
(4) 九州厚生局	○ 災害状況の情報収集に関する事 ○ 関係職員の現地派遣に関する事 ○ 関係機関との連絡調整に関する事
(5) 佐賀労働局	○ 工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関する事
(6) 九州農政局 佐賀支局	○ 国土保全事業の推進に関する事 ○ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関する事 ○ 応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産物用資材等の円滑な供給に関する事 ○ 農作物等の病害虫防除に関する応急措置についての指導に関する事 ○ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導とこれらの災害復旧事業の実施及び指導に関する事 ○ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関する事

(6) 九州農政局 佐賀支局	○ 地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関する事 ○ 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金融通等についての指導に関する事 ○ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談に関する事
(7) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	○ 森林治山による災害防止に関する事 ○ 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関する事 ○ 災害対策用木材（国有林）の払下げに関する事 ○ 林野火災対策に関する事
(8) 九州経済産業局	○ 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 ○ 災害時の物価安定対策に関する事 ○ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策に関する事 ○ 被災商工業者への支援に関する事
(9) 九州産業保安 監督部	○ 鉱山における災害の防止に関する事 ○ 鉱山施設の保安、鉱害の防止に関する事
(10) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所、 武雄河川事務所、 唐津港湾事務所)	○ 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関する事 ○ 洪水予警報等の発表及び伝達に関する事 ○ 水防警報の発表及び伝達に関する事 ○ 水防活動の指導に関する事 ○ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 ○ 港湾、海岸災害対策に関する事 ○ 高潮、津波災害等の予防に関する事
(11) 九州運輸局 (佐賀陸運支局、 佐賀運輸支局 唐津庁舎)	○ 災害時における輸送用車両のあつせん・確保、船舶の調達・あつせんに関する事 ○ 自動車運送事業者に対する運送命令等に関する事 ○ 運送等の安全確保に関する指導等に関する事 ○ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関する事
(12) 大阪航空局 (福岡空港事務所、 佐賀空港出張所)	○ 災害時における航空による輸送の安全確保に必要な措置に関する事 ○ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事 ○ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事
(13) 国土地理院 九州地方測量部	○ 地殻変動の監視に関する事 ○ 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事 ○ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事

(14) 福岡管区気象台 (佐賀地方気象台)	○ 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること ○ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報、警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること ○ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること ○ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること ○ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
(15) 第七管区 海上保安本部 (唐津海上保安部 三池海上保安部)	○ 災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること ○ 海難救助、海上警備・治安維持、海上安全確保に関すること ○ 海上災害に関する指導、訓練に関すること
(16) 九州地方 環境事務所	○ 災害廃棄物等の処理対策に関すること ○ 環境監視体制の支援に関すること ○ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること
(17) 九州防衛局	○ 災害時における防衛省（本省）との連絡調整 ○ 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援

6 自衛隊

処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
○ 災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関すること ○ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関すること

7 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 西日本電信電話 株式会社 (佐賀支店)	○ 電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ○ 気象警報、津波警報の伝達に関する事 ○ 災害時における通信の確保に関する事
(2) 株式会社 NTT ドコモ (佐賀支店)	
(3) KDDI 株式会社	
(4) ソフトバンク 株式会社	
(5) 楽天モバイル 株式会社	
(6) 日本銀行 (福岡支店、 佐賀事務所)	○ 通貨の円滑な供給確保に関する事 ○ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関する事
(7) 日本赤十字社 (佐賀県支部)	○ 災害時における医療救護の実施に関する事 ○ 災害時における血液製剤の供給に関する事 ○ 義援金品の募集、配分に関する事 ○ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関する事
(8) 日本放送協会 (佐賀放送局)	○ 県民に対する防災知識の普及に関する事 ○ 気象（津波）予警報等の周知に関する事 ○ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関する事 ○ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関する事
(9) 西日本高速道路 株式会社 (九州支社、 佐賀高速道路事務所)	○ 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関する事
(10) 九州旅客鉄道 株式会社	○ 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ○ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事 ○ 災害時における鉄道輸送の確保に関する事
(11) 日本貨物鉄道 株式会社 (九州支社)	○ 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ○ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事 ○ 災害時における鉄道輸送の確保に関する事
(12) 日本通運株式会社 (佐賀支店)	○ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事
(13) 九州電力送配電株 式会社（佐賀支社）	○ 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ○ 災害時における電力供給の確保に関する事
(14) 日本郵便株式会社 (佐賀中央郵便局)	○ 災害時における郵政業務の確保に関する事 ○ 災害時における郵政業務にかかる災害特別事務取扱及び救護対策に関する事

8 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	○ 災害時における入院患者等の安全確保に関すること ○ 被災者に対する医療救護の実施に関すること
(2) 一般社団法人佐賀県LPガス協会	○ LPガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関すること
(3) 公益社団法人佐賀県トラック協会	○ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること
(4) 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会	
(5) 株式会社エフエム佐賀	
(6) 株式会社サガテレビ	○ 県民に対する防災知識の普及に関すること ○ 気象（津波）予警報等の周知に関すること ○ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること
(7) 長崎放送株式会社NBCラジオ佐賀局	
(8) 一般社団法人佐賀県医師会	○ 災害時における医療救護活動への協力に関すること
(9) 公益社団法人佐賀県栄養士会	○ 災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること
(10) 公益社団法人佐賀県看護協会	○ 災害時における看護・保健指導、支援に関すること
(11) 一般社団法人佐賀県歯科医師会	○ 災害時における医療救護活動への協力に関すること ○ 身元確認に対する協力に関すること
(12) 社団法人佐賀県薬剤師会	○ 災害時における医療救護活動への協力に関すること ○ 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関すること
(13) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会	○ 災害ボランティアに関すること ○ 生活福祉資金の貸付に関すること ○ 県・市町が行う被災者状況調査の協力に関すること
(14) 一般社団法人佐賀県建設業協会	○ 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること
(15) 佐賀西部広域水道企業団	○ 災害時における飲料水の確保及び供与に関すること ○ 水道施設の維持、復旧に関すること

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務
(15) 一般財団法人佐賀災害支援プラットフォーム	○ 市内の災害ボランティアの協力、助言に関すること ○ 災害ボランティア等に係る普及啓発の協力、助言に関すること

第3章 多久市の概況

第1節 自然的環境

第1項 自然的条件

1 位置・面積

本市は、ほぼ佐賀県の中央に位置し、東西 14 km、南北 11.5 km、面積 96.56 k m²の周囲を山に囲まれた盆地であり、佐賀市、小城市、唐津市、武雄市、杵島郡江北町、大町町に隣接している。

2 地勢（地質）

本市の地質は、北は花崗岩や古生層、西部は玄武岩、南部は第三紀の砂岩層や安山岩系で、東部は玄武岩、盆地底には山崎山・陣ノ辻山などの安山岩系とその周辺の第三紀の砂岩層、中央には今出川の扇状地の洪積層、河川流域の沖積層により生成されている。

3 河川

天山、船山、鬼の鼻山等の本市をとりまく周囲の諸山から源を発する河川は、市の中央部を東西に貫く牛津川を主流として、南北より草木原、板屋、向谷、中通、今出、石原、別府の諸河川が合流して、東多久町納所をとおり、小城市を経て六角川に注いでいる。

これらの河川は、一般的に流路延長が短く、地形地質的にも条件が悪いため、特に牛津川に注ぐ河川は、降雨量の多い時期には洪水が発生しやすい。

第2項 気象

年間の平均気温は16℃、年降水量は1,800mmほどで比較的穏やかな風土ではある。しかし、冬場は天山山脈の吹き下ろしの北風がかなり厳しく低温で、夏は有明海から吹いてくる南風のため高温多湿の日が多い。過去、梅雨時期に大雨が降ることが多く、大きな被害をもたらしている。

また、夏から秋にかけて台風の被害もたびたび受けている。

第2節 社会的環境

災害は、自然的環境ばかりでなく次のような社会的環境により、その態様及び被害の程度等が異なってくるものであることから、防災を取り巻く社会的環境の変化に十分配慮しつつ、防災対策を推進することが肝要である。

- 1 建物の老朽化及び緊急通行車両が通行できない路地の存在
- 2 都市内の公園、オープンスペースといった土地利用の状況
- 3 高齢化等に伴う高齢者、障害者等の避難行動要支援者の増加
- 4 ライフライン（電力、上水道、下水道、電話等）、交通ネットワーク、コンピューター等への依存度の増大
- 5 インフラ整備に伴う災害発生の減少からくる市民の防災意識の低下